

近世における安寧天皇陵をめぐる動向

外池 昇

はじめに

近世における安寧天皇陵について述べた文章は、管見の限りおよそ二点あると思われる。その二点をみる。

まず一点目は大正十四年のもので、上野竹次郎著『山陵』⁽¹⁾の「安寧天皇陵」の項の一部である。

諸説荒類ノ時、大和志、其ノ所在ヲ謬ラズ、夙ニ今ノ地ヲ指摘ス、然ルニ元祿ノ検討、擬スルニ「マナゴ山」ノ西腹、小祠アル處ヲ以テス、是レ畝傍山古圖ニ、山ノ西南隅ニ小祠ヲ畫キテあんねい宮ト標スルモノニ當ル、蓋シ安寧天皇ノ靈祠ニシテ陵迹ノ認ムベキナシ、後、探求スルモノ復タ幕府ノ擬定スル所ヲ採ラズ、皆推スニ今ノ地ヲ以テス、里俗呼ビテ「アネ

山」ト曰フ、所謂「アネ」ハ安寧ヲ訛レルモノナルベシ、又花陰山ハナカゲヤマノ名アリ、一二西山ニヤマ新開ビラキトモ曰フ、新開ノ名アル、夫レ或ハ類餘ノ陵、犁耜シテ畑トナシ、モノカ、今字シテ西山ト曰フ、元治元年八月修補シ、明年二月功成ル⁽²⁾

右の引用の「又花陰山」ハナカゲヤマ以下を除いた部分について文意をたどると、(天皇陵に関する諸説が未だ整っていないかつた頃、(並河永〔誠所〕による)『大和志』は間違えることなく今日安寧天皇陵とされている所を安寧天皇陵としたが、それに先立つ元祿の修陵では、(そことは違う)「マナゴ山」の「西腹」の「小祠」のある所が安寧天皇陵として「擬」された。これは「畝傍山古図」に、(畝傍)山の西南の隅に「小祠」を描いて「あんねい山」と標示している所に当る。おそらくそこは安寧天皇の「靈祠」であつて陵の迹とは認められない。その後は、(安寧天皇陵を)探し求める者は(もう)誰も幕府がそこと「擬定」(仮に推量して決めること)した場所を(安寧天皇陵として)採用しない。皆が(安寧天皇陵として相応しい所として)今日の地を選ぶ。土地の人びとはそこを「アネ山」という。この「アネ」は「安寧」の訛つたものなのであるう、と解することができる。なお右の引用中「又花陰山」ハナカゲヤマ以下の部分については、行論上、主に「十二吉田村の地方文書より」で触れることにする。

さて、次に引く安寧天皇陵についての説明は昭和五十四年のものであるが、これとはおよそ

内容が異なる。『国史大辞典』の安寧天皇条から安寧天皇陵に関する部分である。

〔畝傍山西南御陰井上陵〕（うねびやまのひつじさるのみほどのいのえのみささぎ）奈良県橿原市吉田町にある。東西に長い楕円形の丘状をなしている。陵下に御陰井と称する井戸があり、『日本書紀』によれば懿德天皇元年八月朔に当陵に葬っている。『延喜式』諸陵寮の制は、遠陵とし「兆域東西三町、南北二町、守戸五烟」とする。後世所伝を失ったが、『大和志』は当所をあげており、元治元年（一八六四）御陵として修補された。

参考文献 谷森善臣『山陵考』（『新註皇学叢書』五）（中村 一郎）⁽³⁾

このうち近世について述べた「後世」以降に注目すれば、後には（安寧天皇陵についての）言い伝えが失なわれたものの、『大和志』は現在安寧天皇陵とされている所を（真陵として）挙げていて、（文久の修陵において）元治元年にその場所が安寧天皇陵として修補された、というように読める。果たしてこの説明は、近世における安寧天皇陵をめぐる動向を正確に説明しているのだろうか。そもそも元禄の修陵では、どこが安寧天皇陵とされたというのであるか。

この二点のうち、いずれかが正しくて残る一方が誤っているなどということでもないであろう。

う。本稿の執筆を良い機会として、近世における安寧天皇陵について何が事実であったのかという見地による議論を展開することに努めたい。⁽⁴⁾

一 吉田村の「覚」(元禄十年九月十八日)

元禄の修陵は、江戸幕府における初めての修陵事業である。その際の奈良奉行所の文書が、奈良県立図書館所蔵玉井家文書『序中漫録』『元禄年間山陵記録』として収蔵されている。「元禄年間山陵記録」の翻刻を掲載した秋山日出雄 廣吉壽彦編集『元禄年間山陵記録』(平成六年三月、財団法人由良大和古代文化研究協会)は、「解説」(廣吉壽彦執筆)を載せているが、それと「元禄年間山陵記録」の本文を合わせてみると、元禄十年九月七日夜に京都所司代松平紀伊守信庸からの書状が奈良奉行に到来した。奈良奉行内田傳左衛門守政は当時寺社の順見に出ており留守居の飯塚彌兵衛が内見したが、大和国内の山陵についての内容であった。そのため飛脚によりこれを奈良奉行に注進し、守政は葛下郡良福寺にて翌八日の暮方にこれを披見し、九日の午時過に南都奉行所に帰宅した、ということである。⁽⁵⁾そして本稿にて注目している安寧天皇陵についていえば、同月十八日付にて「神保主膳知行高市郡吉田村庄屋嘉兵衛年寄五兵衛」による「覚」が「南都御奉行様」に宛てて差し出されたのが注目される。左に引用する。

【史料Ⅰ】元禄十年九月十八日「覚」

覚

字安寧山畝傍山今西南ニ當リ申候

一安寧山

東西三拾四間

南北式拾四間廻り百拾八間

高サ五間余

一安寧天皇之宮有瑞籬又ハ池茂無御座候

奥行三尺五寸

一安寧之御宮 横三尺式寸五分
高サ八尺

但御宮西むき

一宮之沓間後ニくほミ 横渡式尺五寸四方 何之申傳茂無御座候
深サ三尺御座候

一安寧御宮支配又ハ別當無御座吉田村人共廻り持ニ仕申候

一安寧山松林ニ而御座候木枝下蒞木仕候

一安寧山吉田村家居今道法沓町半方角辰巳ニ當リ申候

一安寧天皇之宮峯今沓間程下ニ御座候

一安寧山ハ除地^ニ而御座候

一御尋被成候御陰井と申所不奉存候得共安寧天皇御宮^ノ下乾^ニ當テ道法式町半御座候林之中
ニ古キ井御座候指渡シ四尺深サ壺間御座候然とも井^ニ名ハ無御座候此井^ノ安寧宮上^ニ當リ
申候

一村高六百式拾八石九斗九升

右ノ外^ニ

一はなかけ山と申吉田村^ノ乾^ニ當リ御座候

東西式拾四間

南北拾式間

一はなかけ山之頂^ニ小キ宮有之

一はなかけ山松林^ニ而木枝下荳等仕候

一はなかけ山右間数除地^ニ而御座候

一右井付申候古キ井江はなかけ山^ノ方角ハ辰巳^ニ當リ申候山形之儀委細絵図ニ記指上ケ申候

右之通少茂相遠不申上候以上

元禄十^丁年九月十八日

神保主膳知行

現代文訳

- (a) 「安寧山」は畝傍山から西南に当る。
- (b) 「安寧山」は東西三十四間・南北二十四間・周り百十八間・高さ五間余である。
- (c) 「安寧天皇之宮」があり、瑞籬ずいり(聖域を画して廻らされた垣根や塀)(7)と池はない。
- (d) 「安寧之御宮」は奥行三尺五寸・横三尺二寸五分・高さ八尺で、「御宮」は西向きである。
- (e) 「宮」の一間後に窪みがあり、(その)「横渡」よこわたし(こちら側からあちら側への長さ)は二尺五寸四方・深さ八尺であり、何の申し伝えもない。
- (f) 「安寧御宮」には領主や「別當」(村役人)はいない。吉田村の人びとの「廻り持」である。

南都

御奉行様⁽⁶⁾

高市郡吉田村

庄屋

嘉兵衛

年寄

五兵衛

- (g) 「安寧山」は松林であり、木の枝の下荊等がなされている。
- (h) 「安寧山」は吉田村の家のある所〔家居〕からの「道法」は一町半東南の距離に当る。
- (i) 「安寧天皇之宮」は、「峯」(山の頂上)から一間程下にある。
- (j) 「安寧山」は除地である。
- (k) お尋ねの「御陰井」との場所はわからないが、「安寧天皇御宮」から下りて「道法」が西北に二町半(の所)にある林の中に古い井戸がある。直径四尺・深さ一間あるが、井戸に名はない。この井戸から「安寧宮」は北(「上」)に当る⁽⁸⁾。
- (l) (吉田村の)村高は六百二十八石九斗九升である。
- (m) 右の他に「はなかけ山」という山が吉田村の西北にあり、東西二十四間・南北十二間である。
- (n) 「はなかけ山」の頂に「小キ宮」がある。
- (o) 「はなかけ山」は松林で木枝の下荊等を行なっている。
- (p) 「はなかけ山」の右にみた間数は除地である。
- (q) 右の井戸につき申し上げる。(その)古い井戸へは、はなかけ山からは東南に当る。山の形は詳しく絵図に記し差し上げた。

まず (a)～(l) の「安寧山」「字安寧山」とも) に関する部分である。そこには「安寧山」との名称の他にも、そこに安寧天皇を祭神とした神社が鎮座することに注目した名称として、「安寧天皇之宮」(c) (i)・「安寧之御宮」(d)・「御宮」(d)・「宮」(e)・「安寧御宮」(f)・「安寧天皇御宮」(k)・「安寧宮」(k) も挙げられる。これらは総て「安寧山」と同義とみて良い。そうしてみれば、(a)～(l) が「安寧山」の勢揃いとなっている理由が明らかである。従ってこの「覚」は、「安寧山」こそが真の安寧天皇陵であることを殊更に主張するために作成されたとみることができると言える。

それに較べて (m)～(q) の「はなかけ山」に関する部分には、ただの一度も「安寧」との文字がない。そして「はなかけ山之頂」に「小サキ宮」が鎮座するとしつつその祭神を記さないのも、かえって不自然である。ここに「覚」の主張、つまり吉田村の主張がはっきりと浮かび上がってくる。

もちろん、【史料I】「覚」の内容が作られたものと言うことはできない。いずれその内容は奈良奉行所の与力・同心等による検分を受けることになるのである。「覚」はそのことを前提として著されたとみられなければならない。

二 『徳川実紀』(元禄十二年四月)

『徳川実紀』は元禄の修陵について記す中で、安寧天皇陵についても具体的に記す。

【史料Ⅱ】『徳川実紀』「常憲院殿御實紀卷三十九」(元禄十二年四月条)

こゝに本朝元弘建武の大乱以後古帝王の寢陵荒廢して其ありかたしかならず樵牧雉兔の蹊徑となりき然るを数百年をへて修治する事もなし是一大闕典といふへししかるを

當代感し思召ありてこの年頃御料は代官私領は領主に仰こと下りあまねく古跡を搜索せしめ藩籬をまうけ樵采を禁せられしに此月その事成功せるよし京職松平紀伊守信庸より注進す(略) 安寧天皇畝傍山の西南御陰井。今吉田村の東南織沙山のうち安寧山とよへり(略)。

これによつて、元禄の修陵において吉田村の東南の「織沙山」¹⁰にある「安寧山」が安寧天皇陵とされたことが明瞭である。なおこの「織沙山」は、『延喜式』「諸陵寮」の記す懿徳天皇陵の陵号(「畝傍山南織沙溪上陵」(傍点引用者))に拠るものと考えられる。ただし懿徳天皇陵は吉田村の内ではなく、隣接する畝傍村に存する。

【史料Ⅰ】「覚」に著された吉田村による「安寧山」を安寧天皇陵として幕府に認めさせようという主張は、ここに実現したのである。

三『大和志』（享保二十一年正月）

並河永（誠所）による『大和志』は「陵墓」の項を立て、安寧天皇陵についても記述がある。『大和志』は「はじめに」で引用した『山陵』と『国史大辞典』の安寧天皇陵の項でも取り上げられていたが、その記述はどのようなものであったのであろうか。

【史料Ⅲ】『日本輿地通志畿内部分卷二十四大和国之十四』（『大和志』（享保二十一年正月））

畝傍山ノ西ノ南御蔭ミホト 井上陵ノ
安寧天皇○在吉田村御蔭井
西北丘一祠廟在井東南

これによれば、吉田村の「御蔭井」の西北にあるはなかけ山が安寧天皇陵であり、（御蔭）井の東南にある安寧山は（安寧天皇の）「祠廟であるということである。これは一見すればわかる通り、【史料Ⅱ】『徳川実紀』の記述とは全く相容れない内容である。いったい何故、このようなことになるのであろうか。

『大和志』の編纂の過程では、並河永等による各地への廻村を伴う調査がなされているが、元禄の修陵においても奈良奉行所は安寧天皇陵が所在する吉田村を含め、管轄内の各陵墓への現地調査を行なっているのである。¹⁴ そしてこの両者には、一方が元禄期の幕府直轄の修陵事業であり、もう一方は幕府の財政的支援を受けた享保期の地誌の編纂事業であるという基本¹⁵

的な立脚点の相違があるのは確かであるが、それでは例えばどのような相違によって両者の安寧天皇陵についての結論が異なったのであろうか。今、そのことを説明するだけの十分な準備をもたない。

四 本居宣長『菅笠日記』（明和九年三月十二日条）

『菅笠日記』は、その「ことし明和の九年といふとし。いかなるよき年にかあるらむ。よき人のよく見て。よしといひおきける。吉野の花見にと思ひたつ」との書き出しによって、「吉野紀行」とも称される。しかし『菅笠日記』における天皇陵についての記述の重要性は、決して「吉野の花見」に引けをとるものではない。『菅笠日記』は明和九年三月十二日条で安寧天皇陵について記している。

【史料Ⅳ】本居宣長『菅笠日記』（明和九年三月十二日条）

さて吉田村にて。例の翁かたらひ出て。御陰井上御陵をたづぬるに。このおきなハ。あるが中にもなへての御陵の御事を。よくしりをりて。こまかにかたる。近き世に江戸より。御陵どもたづねさせ給ふ事はじまりて後。大かた廿年ばかりに一度ハ。かならずかの仰事にて。京よりその人々あまた下りきて。その里々にとまりて。くはしく尋ねした、めつ、し

るしの札たてさせ。めぐりに垣めはせなどせらるゝ事ありとなん。ふりにし御跡のうせゆき
 なんとを。かしこミ給ひて。さばかりたづね奉り給ふハ。いともありがたき御おきてなるを。
 下さまなる人どもハ。心もなく。それにつけても。たゞがうけをのミさきに立つゝ。うちふ
 るまふ故に。御陵のある里ハ。ことなる民のわづらひおほくて。そのしるしとてハ。つゆな
 けれバ。いづこにも。是をからき事にして。たしかにあるをも。とさらにかくして。此里に
 ハすべてさる所侍らず。とやうに申なすたぐひもあめりとぞ。さてはいよくうづもれゆく
 めれバ。なか／＼に御陵の御ためにも。いと心うきわざにて。たづねさせ給ふ。本の御心ざ
 しにも。いたくそむける事ならずや。いさゝかにても。その里にハけぢめを見せて。御めぐ
 みのすぢあらんにこそ。民どもも悦びて。いよくやむゝなき物に。守り奉るやうハ有ぬべ
 きわざなめれ。又かの並河がたづね奉りしをりの事をもかたりき。さて此里中の道のほとり
 に。御ほどみといふいまもあり。かたのど水も有て。たゞよのつねのちひさき井也。御陵ハ。
 此井より一町あまりいぬゐの方にて。すなはち畝火山の西のふもにつきたる高き岡にて。
 松などまばらに生たり。かしこけれど。のほりて見るに。こゝにをさめ奉りつらんと思はるゝ
 所ハ。まろに大きなをかにて。又その前とおほしき方へ。いと長くつき出したる所あり。
 そこハやゝさがりて。細くなんある。かの翁こゝまであないしきたりて。かたりけるハ。す
 べていずこのも。古のみさゞきハ。ミなかうやうに作りし物なるを。岩屋などの侍るもある

ハ。うへの土のくづれ落て。なかなるかまへのあらはれたる也。とかたるをきくに。かの安倍のおくなりし岩屋のさまなど。げにと思ひあはせぬ。かの口より奥へや、入ほどハ。このまへに長くつきたる所也けり。又いづれにも。むかしハめぐりながら池の有つる。七十年ばかりあなた迄ハ。これにも侍りし也。といふを見るに。今ハめぐりハ。畠又ハたかむらなどになりて。さるさまもさらに見えず。此たかむらなんそのなごりと。このおきなはいひけり。御山ハ今もまたくて。有しまゝと見えたり。そもく御陵の御事をしも。などかくものぐるほしき迄。たづねまどひありきて。くはしうハ書記せるぞと。とゞめん人もありなめど。末の代まで。いとくあがりての代の物の。まさしくこれよとてのこれるハ。これより外に有なんや。ことにこのうねび山なるどもハ。あるが中にもふるく。それとたしかにはたあなれば。としごろこゝろにかけつゝ。いかでくはしく。まうで、見奉んと。ゆかしく思ひわたりつる物をや。されどいづこなるも。たゞ同じさまにて。めづらしげもなく。何の見るめしなき所々なれば。たゞおのがやうに。いにしへをしのぶ。世をひがものならでハ。わざとたづねて見ん物とも思ふまじけれバ。あなあぢきな物あつかひやと。よの人のおもふらんを。さりぬべき事也かし。

現代文訳

(a) さて吉田村に着くと例の「翁」(これ以前に訪れた畝火村で出会った村の「翁」^{オキナ})が語り出したので、安寧天皇御陰井上陵のことを探し求めると、この「おきな」はいろいろなことを知っているなかでも総じて「御陵」のことをよく知っていて詳細に語った。近頃「江戸」(幕府)から(役人たちに)「御陵ども」の巡回をさせることが始まってからは、およそ二十一年一度は、必ずあの(幕府からの)ご命令(「仰事」)によって京都所司代の配下の役人が大勢下ってきて、(天皇陵のある)村々に留まっていて、詳しく尋ねて記録を取り、(そこが天皇陵であることを記す)標の札を立てさせ、(天皇陵の)周りに垣を作らせることなどがあつたという。年を経た「御跡」(ここでは天皇陵の意)が失くなってしまふことを(幕府は)畏れられて、このようにお尋ねになるのはとても有難い「公」の御定めであるが、身分の低い人びとは(天皇陵を敬おうという)心もなく、それはそれとしても、ただ「がうけ」(高家。ただしここでは名主・庄屋・年寄等)を優先するだけの振る舞いでは、御陵のある「里」に(とって)は特別な「民」の煩いも多く、その「益」^{しるし}(ためになること)といつても全くないので、どこ(の「里」)でもこのことを辛い事と考え、確かに(天皇陵が)ある所であつても、わざわざ(天皇陵を)隠して、「この『里』には全くそのような所(天皇陵)はない」というように敢えて言うこともあるそうだ」ということである。

(b) そのような状態ではますます(天皇陵は)埋没してゆくことになるであろうし、かえって「御陵」のためにもとても良くないことであり、(天皇陵への)巡回の本来の志にも甚だしく背く事ではないのか。

(c) 少しであっても(天皇陵がある)その「里」には差をつけて、(幕府からの)お恵みを頂戴する道理を立ててこそ、「民」どもも喜んでますます(天皇陵を)尊いものとしてお守りすることができようというものであろう。

(d) また(「翁」は)あの(『大和志』の編者である)並河水がこの地を訪れた時のことも語った。

(e) さてこの(吉田)村(「里中」)の道の傍に「御陰井」(「御ほども」)という井戸)が今もある。どの井戸でもそうであるように水もあり、ただの普通の小さい「井」(井戸)である。(f) (安寧天皇の)「御陵」は、この「井」から一町余り西北の方にある。つまり畝火山の西の麓に築いた高い岡で、松等がまばらに生えている。

(g) 恐れ多いことであるが(安寧天皇陵に)登ってみると、(安寧天皇の遺骸が)納められていると思われる所は、円く大きな「丘」であり、またその「前」と思われる方へとても長く築き出した所がある。そこは少し降さがっていて細くなっている。

(h) かの「翁」がここまで案内してきて語るには、「総てどこ(の天皇陵)も古い時代の「み

さゞき」(天皇陵)は皆このように作ったものであるが、「岩屋」(ここでは、天皇陵・古墳の地中にある石による構築物)等があるものもあるのは、上の土が崩れ落ちて内部の構え(構造)が顕れたものである」と語るのを聞くと、あの安倍の奥の岩屋の様子などをいかにもと思ひ合わせることであった。あの口から奥へ少し入ると、この前の方に長く築いた所である。

(i) (また「翁」が)「どちらにも、昔は周りに「から池」があった。七十年位前まではここにも(「から池」は)あった」というのを見ると、今では(「から池」の)周りは、畠か篁(たかむら。竹藪)等になって(いて)、そのような様子も全く見えない。「この篁はその名残りである」とこの「翁」は言った。「御山」は今でも欠ける所はなく、昔のままであると見えた。

(j) そもそも御陵のことに限って、なぜ狂ったように(あちこちへと)尋ね歩いて詳しく書くのかと、(こんなことを私に)止めさせようとする人もいるようであるが、(この)末の世まで、とても古い時代から(今まで)間違いないとして残っているものは、これより他にあるであろうか。特にこの畝火山やその周辺の山々は(山の)中でも古く、確かに同様に信頼できるものと聞くので、長年の間心にかけていて、どうして(そのような御陵を)詳しく(見ようと)詣でて拝見しようと、心惹かれてずっと思ひ続けているものを(見ないでいることができようか)。

(k) しかしどこ(の御陵)であつてもひたすら同じような様子で、珍しいこともなく何も見るべきものもない所ばかりであり、ただ私(宣長)のように、昔を忍ぶ(ばかりの)世間に背を向けた者でなくては、わざわざ尋ねてみようとは思ひはしないであろうから、なんとつまらないことを考えることかと世間の人びとは思ふことであるが、(私には)相応しいことではないか。

以下、右の『菅笠日記』の引用から何点か指摘することにした。

まず、現代文訳の(a)・(d)・(h)・(i)にみえる「翁」についてである。この「翁」は総て同一人物であり、しかも同日条の右の引用に先立つ部分ですでに登場している。つまり、本居宣長一行が吉田村の前に訪れていた畝火村についての記述の中である。

そこではその「翁」は本居宣長によつて村の「翁」とオキナされていて、次にみる通り本居宣長による二つの間にそれぞれ答えている。

その問のひとつ目は、畝火山の東南の麓の畝火村への入口の所の半町許り右の方にある「ちひさき森」の中に「社」がある所が第四代懿徳天皇の御陵だというが、そこは畝火山の南であり(『古事記』に)懿徳天皇陵について「まなごの谷の上」とあるのに合わず、また(そこが)「御陵」の様子にも見えずどこからみても疑わしいと詳しく尋ねられたのに対し、村の「翁」

は「げにさる事なれど。まことみさゞきは。さだかにしれざる故に。今はかの森をさ申すなり」(確かにその通りであるが、真実の「御陵」〔懿徳天皇陵〕は正確にはわからないので、今はあの森「宣長のいう「ちひさき森」をそのように言っている」(カッコ内はこの条では現代文訳。以下同)と答え、二つ目の問は、神武天皇の都である「かしばら」(橿原)という宮の跡の「名」(地名)はこの辺りに(残っていない)ないかというのに対して、村の「翁」は「さいふ村」は。これより一里あまりにしみなみの方にこそ侍れ。このちかき所にはきゝ侍らず」(そういう村は、ここから一里余り西南の方にある。この近くには聞かない)と答えたのである。これによるとこの「翁」は畝火村の在住であつて、「村長」などではないにしても周囲から「翁」と呼ばれるに相応しい者とされていたと言えよう。

さてそれでは、『菅笠日記』同日条の吉田村での安寧天皇陵をめぐる本居宣長とこの「翁」との受け答えについてである。ここで注目すべきことは、本居宣長にも「翁」にも、安寧天皇陵はどこにあるのかという疑問は当初からなかったことである。つまりこの二人は、「此井」すなわち「御陰井」の「一町あまりいぬぬ(西北)の方」に存する「畝火山ウネビの西のふもとにつきたる高き岡」が安寧天皇陵であることに確信を持っていたのである。そしてそこは「御陰井」の「一町あまりいぬぬ(西北)の方」というのであるから、ここにみる安寧天皇陵は、【史料Ⅰ】「覚」が「右ノ他二」として載せる「はなかけ山」ということになる。

そして『菅笠日記』同日条によれば、その「はなかけ山」（安寧天皇陵）は「高き岡」で、「松など」が「まばら」に生えており、そして本居宣長と「翁」はその「はなかけ山」に入り、安寧天皇の遺骸を納めたと思われる所は「まろに大きなをか^丘」であり、かつ「前とおぼしき方」には「いと長くつき出したる所」があり、そこが「やゝさがりて。細くなんある」ことを見たというのである。そして「翁」は、「すべていずこのも。古のみさゞきは。みなかうやうに作りし物なるを岩屋などの侍るもあるは。うへの土のくづれ落て。なかなるかまへのあらはれたる也」という。そしてこの「岩屋」について本居宣長は、「かの安倍のおくなりし岩屋のさまなど。げにと思ひあはせぬ。かの口より奥へやゝ入ほどは。このまへに長くつきたる所也けり」とし、『菅笠日記』の三月十一日条にみえる岡村の「文殊」（安倍文殊院）にある二箇所「岩屋」（国指定特別史跡文殊院西古墳と奈良県指定史跡文殊院東古墳〔関伽井古墳〕）（桜井市阿部）を訪れたことを思い出した、¹⁹というのである。

その上で「翁」は、「から池」、つまり周濠が干上がった跡について「いずれにも。むかしはめぐりから池の有つる。七十年ばかりあなた迄は。これにも侍りし也」と、七十年前以降の周濠の変遷を語る。これについて本居宣長は「今はめぐりは。畠又はたかむらなどになりて。さるさまもさらに見えず」と自身による「から池」の観察の結果を述べ、「翁」はこれに「此たかむらなんそのなごり」と答えた。そしてこの「はなかけ山」について本居宣長は、「御山

は今もまた^全く。有しまゝと見えたり」とする。これはまさに本居宣長が「翁」の助力を得て完成した、「はなかけ山」が安寧天皇陵であることの証明に他ならない。ただしこれは、すでにみた【史料Ⅰ】「覚」や【史料Ⅱ】『徳川実紀』とは異なる場所を対象としてなされたものであったのである。

五 津川長道『卯花日記』（文政十二年四月二十二日条）

『卯花日記』とその著者津川長道については、すでに拙著「『卯花日記』（文政十二年）にみる神武天皇陵の探索―「塚根山」と「白かし尾」―」（成城大学大学院文学研究科『日本常民文化紀要』第三十九輯、令和七年三月）に述べたのでここでは繰り返さない。

さて、『卯花日記』の安寧天皇陵に関する記事は次の通りである。

【史料Ⅴ】『卯花日記』（文政十二年四月二十二日条）

大谷村をすぎ吉田村に到る此里に安寧天皇の御陵あれハ御陰井ハいづくのほと、尋ねしに此里の道場安寧寺といへるさ、やかなる寺の前民家のかどにあり小さ井なりしかし此井の水きよくあまくしてひでりにもつきざる名水なりとぞ此井より一町はかりいぬいの方へゆきて小高き山あり上に祠あり此山の下に少しひき、所ありて此山をめくれり此なん池の跡とみゆる

に今ハ水あせて竹むらとなりたりかしこけれどあかりて見るに北の方に小高き所あり則畝火山のつゞき也此御陵ハ南をおもてとし北を上とセり此なん安寧天皇の御陵に疑なしかくて祠にぬかつきて此所を下りぬるに里人の曰安寧天皇の御は此所にハあらず村の東南に鳥居有て御祠有といふにいぶかしくよくもとひぬるに里人の曰公よりのしるしの札をたてられたるハ東南の宮居也此処といふハたかへりといよくいぶかしくて村長方に尋ね行てよくもとひぬるに村長の翁字卯兵衛古記文書数通をとりいで、見セらる、元禄十年丁丑の年の公文ニハ字ハハナカケ山村より乾ニあたり御陰井の上に有とするされたりこは元禄の時江戸台仰言ありて世々のすべらきの御陵を尋さセ給ふ事はしまりて其所ハ垣結まわししるしの札とてさセ給ふて御の上へあがり牛かひ草かり木をきる事をいましめ給ふ時の公文也けにありかたき制度也けり其後大かた廿年はかりに一度かならず仰事にて京よりその人々あまた下りきてその里々にと、まりて御改めある事にて今もかはる事なしとぞ又享保十七子年五月十九日の文書ニハ村より辰巳とか、れたり翁の曰是ハむかしハ御陰井の北なりしに享保の比宮を今の地にうつすこと有しに其時の御あらため人のかきかへとの給ふ也と古き人の申つたへ侍る也とまた近き比文化四年卯の年八月の文書ニも今の宮居の所とか、れたりか、る更より物のたがひゆくさまいともくちをしきことにてなげかはしき事云ばかりなし⁽²⁰⁾

現代文訳

- (a) 大谷村を過ぎて吉田村に着いた。
- (b) この里に安寧天皇の御陵があるので、(そばにあるという) 御陰井はどこにあるのかと尋ねると、「この里の「道場」(寺院)の安寧寺という小さな寺の前の曲り角にある。小さな井戸であるがこの井戸の水は澄んで甘く、日照りでも枯れない名水である」ということであつた。
- (c) この井戸から一町ばかり西北の方に行くといふ小高い山があつて、(山の)「上」に祠がある。
- (d) この山の下に少し低い所があり、(それが)この山を巡っている。これこそが池の跡と思われるが、今では水が涸れて竹むら(「竹藪」)となつてゐる。
- (e) 恐れ多いことであるが(安寧天皇陵の上に)登つて見ると、北の方に少し高い所がある。つまり(そこは)畝火山の延長なのである。
- (f) この御陵(安寧天皇陵)は、南を「おもて」(正面との意か)とし北を「上」(ここでは高い所との意か)とする。
- (g) (ここ)こそが安寧天皇陵に疑いない。
- (h) こうして「祠」に額づいてここを下りると、「里人」が言うには「安寧天皇の御陵はここではない。(吉田)村の東南に鳥居があつて「御祠」がある」ということであつたけれども

もつと知りたく思つてよく（このことについて）訊ねると、（その）「里人」が言うには「公」（役人）による（ここが安寧天皇陵だという）「しるしの札」（高札）が立てられたのは、（吉田村の）東南の「宮居」（神社）である。ここ（津川長道が安寧天皇陵として疑わなかつた所。はなかけ山）を（安寧天皇陵と）いうのは違ふ」と（言った）。

(i) ますますもつと聞きたくなくて「村長」方を尋ねて行つてよく問うと、「村長」の「翁」の卯兵衛が「古記文書数通」を取り出して見せてくれた。

(j) 元禄十年丁丑の年の「公文」（公文書）には、「（安寧天皇陵は）字は「ハナカケ山」で（吉田）村から西北に当り、御陰井の北（「上」）に有る」と記されている。これは、元禄の頃に江戸（幕府）からご命令があり代々の天皇の御陵をお探しになられる事が始まり、そこは垣を巡らせて「しるしの札」となさつて、（民が）御陵の上にあがり牛を飼ひ草を刈り木を伐ることを戒められる際の「公文」である。本当に有難い制度であつた。

(k) その後はおよそ二十年に一度は必ずご命令で京よりその（関連の）多くの人たちが大勢下つて来て（天皇陵がある）「里々」（村々）に留まつてお調べがあることで、今でも（それは）かわらないということである。

(l) また享保十七年五月十九日の「文書」には、「（吉田）村からは東南（に安寧天皇陵はある）」と書かれている。

(m) (村長の)「翁」(卯兵衛)は、「これは昔は(安寧天皇陵は)御陰井の北にあったが、享保の頃に「宮」(神社)を「今の地」(吉田村の東南の神社のある地)に移したので、その頃の(天皇陵の)御改めの役人が書き換えたとおっしゃったのだと昔の人が申し伝えている」と(いう)。

(n) またこの頃のことであるが、文化四年卯八月の「文書」にも、「今の宮居(神社)の所(が安寧天皇陵である)」と書かれている。

(o) このようなことから物事が(本来あるべき姿とは)違っていつてしまふ様子(を見ること)はたいそう残念であり、嘆かわしいことは言い表しようがない。

まず津川長道は御陰井に赴き、そこから一町ばかり西北の方へ行き、「上に祠」がある「小高き山」(はなかけ山)を観察し、そこを安寧天皇陵に「疑なし」とした。つまり、津川長道は御陰井から「一町はかりいぬい(西北)の方」に安寧天皇陵があるという知識があり、それによって御陰井を訪れそこから西北に向かつて安寧天皇陵に着いたのである。

さてその「小高き山」(はなかけ山)に着いた津川長道は、早速その「小高き山」の観察を始めた。つまり、「山」の「上」に「祠」があり、そして「山」の「下」には「少しひき、所」があつてそれが「山」をめぐるつていて、かつてはそこは「池」であつたと思われるが、それが

「今」では「水」が涸れて「竹むら」となっているという。これは、そこが元は水を湛えた周濠であったことの津川長道なりの証明であり、ひいてはそこが安寧天皇陵であることの証明の一部となる筈のものであった。

しかし、右の『卯花日記』からの引用中最も注目すべき点はここではない。この部分の続きにみえる、「里人」による「安寧天皇の御（陵）は此所にハあらず、（吉田）村の東南に鳥居有て御祠有」との言と、それに続く「（吉田村の）「村長の翁字卯兵衛」による安寧天皇陵の変更についての文書をもちいた説明と、それを聞いての津川長道による慨嘆こそが重要である。

この安寧天皇陵をめぐる経緯の中でも、はなかけ山から降りてきた津川長道が、たまたま出会った「里人」に、「安寧天皇の御（陵）は此所にハあらず、（吉田）村の東南に鳥居有て御祠有」と話しかけられた際の驚愕は、察するに余りある。早速「村長」（「卯兵衛」）宅に赴いて説明を受けたのは右にみた通りであるが、その中から、安寧天皇陵の変更に関わる部分の要旨を改めて箇条書きにする。

㊦元禄十年の「公文」は、安寧天皇陵は字「ハナカケ山」にあり、吉田村からは西北にあたり、御陰井からは北にあたるとする。

㊧享保十七年五月十九日の「文書」は、安寧天皇陵は（吉田）村から東南にあるとする。この

ことは、かつては安寧天皇陵は御陰井の北にあった（はなかけ山）が、享保の頃に「宮」を今吉田村の東南の神社のある地（安寧山）に移したので、当時の天皇陵の改めの役人が書き換えたとおっしゃったと、昔の人が申し伝えているとする。

⑨文化四年八月の「文書」にも、今神社がある所（安寧山）が安寧天皇陵だと書かれている。

ここには、本稿ですでに取り上げた史料との明らかな矛盾が含まれている。その中でも最たるものは⑦にみえる元禄十年の「公文」に記されているという、元禄の修陵で安寧天皇陵とされたのは「はなかけ山」であった、とすることである。先にもみたように、【史料Ⅱ】『徳川実紀』が示す安寧天皇陵は安寧山である。この矛盾を整合的に説明することなどあり得るのであるか。

また、「其所ハ垣結まわししるしの札とてさせ給ふて御（陵）の上へあがり牛かひ草かり木をきる事をいましめ給ふ時の公文也」というのは、天皇陵とされた地は生産の場としては用いられないことを端的に示している。本稿では「十一吉田村の地方文書より」でこのことについて考察を試みる。

六 北浦定政『打墨繩』大和國部（嘉永元年六月）

北浦定政（儀助）は城和奉行所の号を鍵屋とする掛け屋（藩への上納米を管理・売却し、またその代金を預りまた支出する業）の子として文化十四年に生れ、十五歳で津藩古市奉行所に
出仕した。その後嘉永元年に三十二歳で『打墨繩』大和國部を著し、文久三年に同藩士となり
文久の修陵に携わるに至った。²¹⁾

【史料Ⅵ】北浦定政『打墨繩』大和國部（嘉永元年六月）

安寧、式畝傍山西南御蔭井上陵畝傍山の西南吉田村の西北にあり字あね山とよふア子山の御名上
安寧ノ訛ナリ
に安寧社ありて上古の陵製に叶へり▲吉田村ノ東南ニモ安寧陵ト云ア
リテ上ニ社アリソハ山陵ノ形ナシ

（註）「▲山陵之内紛シキ分」（▲）印は、「山陵」の内でも信頼度が劣る、の意

〔現代文訳〕

（a）安寧（天皇陵）（延喜）式、畝傍山西南御蔭井上陵（は、）畝傍山の西南の吉田村の西北
にある。

（b）「字あね山」とよぶ。「あね山の御名は安寧の訛である」（その山）上に「安寧社」があり、
「上古」の陵墓の制度に叶っている。

(c) 吉田村の東南にも安寧(天皇)陵というものがあり、(山)頂に社があるが、(それは)山陵としての形はしていない。

ここで重要なことは、二点あると思われる。

まず、吉田村の「西北」にある、つまり【史料Ⅰ】「覚」のいう「はなかけ山」を安寧天皇陵とするにもかかわらず、しかもその場所を「字あね山」とすることである。そもそも吉田村における「あね山」とは、吉田村の東南に存する【史料Ⅰ】のいう「安寧山」のことではなかったか。もつとも、このことは北浦定政が初めて言い出したことなのかどうか。ここではそれを判断することはできない。しかし、大いに驚愕すべき事柄なのは確かである。

そして次に【史料Ⅰ】「覚」のいう「安寧山」について、北浦定政が「上ニ社アリ」としつつも「山陵ノ形ナシ」として「▲山陵之内紛シキ分」の内に含め、かつこのことの前提として、そのような「紛シキ分」との範疇をここに提示したことである。ここで【史料Ⅵ】『打墨繩 大和國部』の「畝火山」周辺の図から、「▲山陵之内紛シキ分」の内安寧天皇陵以外を挙げると、「字ツカ山」(塚山。現在の綏靖天皇陵)の「▲神武陵」²²、「字主膳」(スイセン塚。現在檜原市史蹟)の「▲綏靖陵」、そして「▲畝火山ノ東ニ懿徳陵ト云アリテ上ニ社アリソハ山陵ノカタチナシ又畝火山ノ南マナコ谷トアル地名ニモカナハス」とする「▲懿徳陵」がある。

七 津久井清影『首註陵墓一隅抄』（嘉永七年正月）

『首註陵墓一隅抄』にも安寧天皇陵についての記述がある。ここに津久井清影としたが、それは天皇陵研究の際にそのように名乗ったというところで、言わば本職の京都町奉行与力としては平塚飄斎とされる。しかし本稿では天皇陵関係の著作に注目するのであるから、以下津久井清影とする。⁽²³⁾

【史料Ⅶ】津久井清影『首註陵墓一隅抄』（嘉永七年正月）

畝傍山ミホト西南御蔭井上陵西字日本紀
旧事紀元

片鹽②淳穴宮葛下郡三倉堂村御宇安寧天皇在大和國高市郡吉田村西北阿祢山祠
廟在同村東南丘兆域東西二町南北二町守戸

五烟④

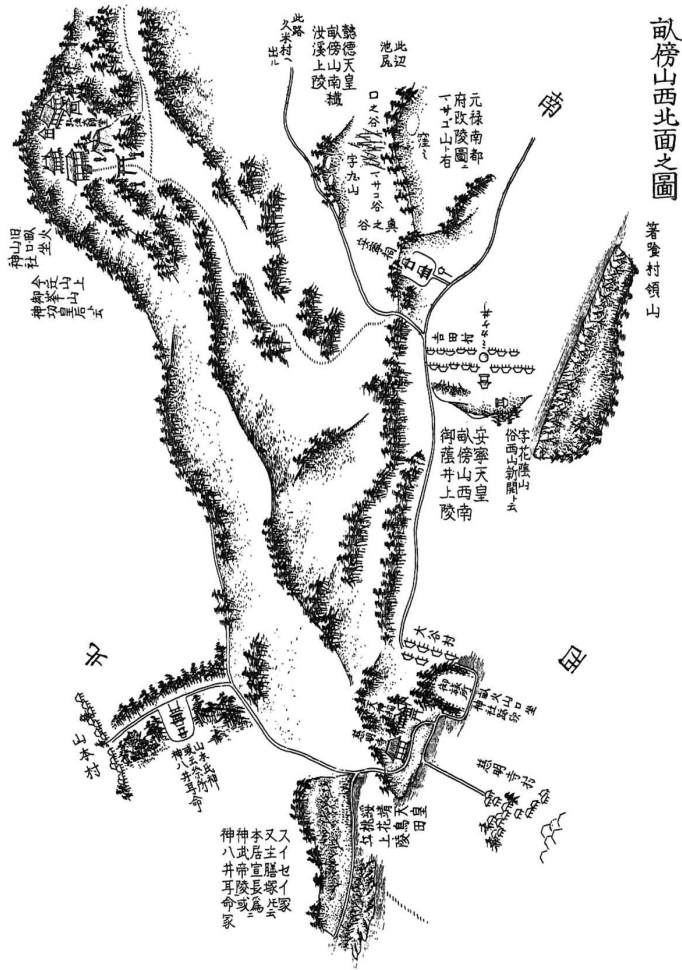
ここで注目すべきは安寧天皇陵の所在地について、「吉田村西北阿祢山祠廟在同村東南丘」^二、つまり吉田村の西北にある「阿祢山」が安寧天皇陵であり、その「祠廟」は同村（吉田村）の東南の丘にあるとすることである。そしてこのことを【史料Ⅰ】「覚」と照らし合わせてみると、ここに「阿祢山」とあるのは【史料Ⅰ】「覚」のいう「はなかけ山」のことであり、そしてここに「祠廟」とあるのは【史料Ⅰ】「覚」のいう「安寧山」のことと理解できる。

そうだとすればここにみえる津久井清影の説は、その名称はともかくとしてその実態においては【史料Ⅲ】『大和志』と同じということである。

「阿柵山」（【史料Ⅶ】津久井清影著『首註陵墓一隅抄』）と「安寧山」（【史料Ⅰ】「覚」）をその読み方によって通じるものとする、津久井清影によるこの記述は、【史料Ⅰ】「覚」のいう「安寧山」との名称を「はなかけ山」に適用したものと捉えることができる。そもそもそれまでの「はなかけ山」をよりによって「阿柵山」（「安寧山」）とするとは、いったいどういふことなのであろうか。「はなかけ山」と「阿柵山」とは、安寧天皇の候補地として互いに並び立つ存在ではなかったか。その一方の名称をもう一方の名称とするなど、あり得べからざることではないか。この「はなかけ山」のことを「安柵山」（「安寧山」）とする傾向は、何とこの後にも続く。

八 津久井清影『聖蹟圖志』「畝傍山西北面之圖」（嘉永七年十一月）

『聖蹟圖志』の「京都山城部下」の「聖蹟圖志卷首引」の文末には嘉永甲寅仲冬（七年十一月）還曆老書生津久井清影識」とあり、これに拠って『聖蹟圖志』の成立年月を知ることができる。同書の「神代并諸國部」に掲載された「畝傍山西北面之圖」は、安寧天皇陵の動向について極めて有益な示唆を含むものである。



畝傍山西北面之圖

著鑿村頼山

【図I】津久井清影『聖蹟圖志』「畝傍山西北面之圖」（嘉永七年十一月）
 遠藤鎮雄訳編『史料天皇陵—山陵志・前王廟陵記・山陵図絵—』(昭和
 49年10月、新人物往来社)より。

「畝傍山西北面之圖」に、「字花陰山／俗西山新開ト云／安寧天皇／畝傍山西南／御蔭井上陵」(〃)は、原史料における改行を示す。以下同)とある内の「花陰山」は、【史料Ⅰ】「覚」のいう「はなかけ山」である。

また【図Ⅰ】「畝傍山西北面之圖」では、【史料Ⅶ】『首註陵墓一隅抄』でみた【史料Ⅰ】「覚」のいう「はなかけ山」を「阿祢山」とすることはなされていない。もし「はなかけ山」を「阿祢山」とすることがこの頃の一般的な傾向であるのならば、なぜすでに嘉永七年正月に成っていた【史料Ⅶ】『首註陵墓一隅抄』には著されている「はなかけ山」を「阿祢山」とすることが、同年十一月の同人の著作である『聖蹟圖志』の「字花陰山」以下の記述には全くみえないのである。不可解な所である。

そして【図Ⅰ】『聖蹟圖志』「畝傍山西北面之圖」について言えば、すでにみた「字花陰山」に続く部分には「俗西山新開ト云」とある。「俗」とはいうが、それだけに「字花陰山」をめぐる当時の状況をよく反映している蓋然性は高いと思われる。そこが「西山新開ト云」というのであれば、「西山」(吉田村の中心からみて「西」の「山」)、つまり安寧天皇陵(「はなかけ山」)が「新開」、つまり「新」たに「開」かれたということである。これについては、「十一吉田村の地方文書より」で改めて触れる。

さらに「畝傍山西北面之圖」から「安寧祠」をみる。これは、【史料Ⅰ】「覚」のいう「安寧

山」の「安寧之御宮」（また「安寧御宮」「安寧天皇之宮」等）である。そこには社殿二棟と参道の入口の高札が描かれている。これは【史料Ⅴ】『卯花日記』の文政十二年四月二十二日条に、「里人の曰」として「公よりのしるしの札をたてられたるハ東南の宮居也」とある「しるしの札」（そこが安寧天皇陵であることを示す高札）とみることができる。この『卯花日記』が著された文政十二年は『聖蹟圖志』が成った嘉永七年から二十八年前ではあるが、「安寧祠」が鎮座する「安寧山」の参道の入口の「高札」にはそこが安寧天皇陵である旨の文言が確かに記されていたとみるのが妥当である。そうだとすればこの【図Ⅰ】津久井清影著『聖蹟圖志』「畝傍山西北面之圖」には、まさに安寧天皇陵が二箇所描かれていることになる。

九山川正宣『山陵考畧』（安政二年秋）

山川正宣は摂津池田の代々造酒を営む家に寛政二年三月十七日に生れ、長じて皇陵の荒廢を嘆くに至り本書を著した。そこに「安寧陵」の項がある。左に引く。

【史料Ⅷ】山川正宣『山陵考畧』（安政二年秋）

安寧陵

（天和）
全

式、畝傍山西南、御蔭井上陵、安寧天皇、在ミホドノノ大和國高市郡蔭宜作蔭

○山の西麓と、字安禰山との峽に在、吉田村の西北なり、安禰は即 御謚にて、古事記には、
畝火山の美富登とみゆ、按富登は、もと女陰の稱にて、陰の字をも填て、記紀等に往々此
名義見へたり、半腹に小祠在て、御蔭井も今山下にあり、巨四尺許、清泉
此地の形勢をもて名づけたる、上古の質朴見るにたれり、式御蔭井は、初活版の誤を傳へしにて、他書これに従ふは無稽也
○今吉田村の東南に、帝陵と云處あり、山陵の形だにあらず、素地名にも合ぬをや⁽²⁶⁾

〔現代文訳〕

(a) 安寧陵 大和

(b) 『延喜』式には「畝傍山の西南、御蔭の井の上の陵、安寧天皇、大和国高市郡に在り、とある。「蔭」は「陰」とするのが良い。」

(c) (安寧天皇陵は、) (畝傍) 山の西麓と「字安禰山」の間にある。吉田村の西北である。安禰はつまり謚で、『古事記』には畝火山の「美富登」とある。考えてみると「富登」はもと「女陰」のことで、「陰」の字をあてて『古事記』『日本書紀』等にしはばこの名が見える。(安寧天皇陵の) 中腹に「小祠」があり、「御陰井」も今(安寧) 山の下にある。差し渡し四尺ばかり、清らかな泉である。「安宇井」(読み不明)ともいう。

(d) この地の地形によって(「御陰井」などという地名等を) 名付けたというのは、古い時代

が飾り気がない様子であったことを伺うのに充分である。『延喜式』は初めての活版の誤りを伝えたと思われるので、他の書がこれに従うのはたがためなことである。

(e) 今吉田村の東南に(も)、「帝陵」という所がある。(しかし)山陵の形ではない。もとより地名にも合わないことであることよ。

ここにみえる山川正宣による安寧天皇陵についての考察も、【史料Ⅰ】「覚」にみえる「はなかけ山」を「字安寧山」とする。ただし、【史料Ⅰ】「覚」にみえる「安寧山」(ここでいう「今吉田村の東南に、帝陵と云處あり」とする所については、「陵の形」でもなければ「地名」にも合わない、と積極的に否定する。ただしここで山川正宣が言う「地名」が何なのか、判然としない。あるいは本稿の「十二吉田村の地方文書より」の【史料Ⅴ】「吉田村役覚」・【史料Ⅵ】「吉田村小物成場検地帳」・【史料Ⅷ】「吉田村御物成御目録」にみえる「宮山」のことかとも思われるが、ここでそうと決めつけることはできない。

十 谷森善臣『蘭笠のしつく』(安政四年四月二十二日条)

谷森善臣は国学者として知られているが、後の文久の修陵においては天皇陵の考証面で大きな影響力を持つことになる。もつとも左に引く『蘭笠のしつく』は、その文久の修陵以前の安

政四年四月十四日から五月一日にかけての陵墓巡見の記録である。その四月二十二日条に安寧天皇陵についての記述がある。

【史料区】谷森善臣『藺笠のしづく』（安政四年四月二十二日条）

西のかたなる真名子山に登りて尾上を西北に登れハ西向ムキに安寧天皇を祭たる宮あり此邊安寧天皇の陵なりとハきけど今ミるに陵墓の形もなくた、おのつからなる山の上に宮を立たるに（老）□ありける西へ下る、道あれハくだる麓に陵の制札立たり是より北西すなはち吉田村ヨシタあり此家立ウシロの北後ハアネ山なり家立（老）のな□を西へ行道ハの南旁ノ家居の軒下にさと人のオホ井とよへる小さき筒井あり水いと近けれハひさごにても酌つへし菅笠の日記にハ御ほとるといふ井今もありと記シルされたれど今ハさる名を知れるさと人もなきにや此井より少し西にゆきて右へ登る丘あり字をアネ山とよふ丘の上に東向たる小社ありその北方にうづ高き所ありこれ御在所の窪ミたる所ハ見えす御陵ツラの南側にそひて民の家居たち並ひたるまゝに陵のかたちよくも見えわからねと打めぐりてよく／＼見るに後圓くまへ方（老）にして辰巳の方に向ふ方ケタなる所の南旁ハ竹藪となりて吉田村の家立（老）の北後なり此塚のあるところハ畝樋山の西南の麓にしてこれ安寧天皇の畝傍山ノ西南御蔭井ノ上陵なりとそすが、さの日記に此吉田村の翁のものかたりに御陵のめぐりにも七十年許あなたままでハから堀ありつと話カクれる趣しるされたれといか、あ

らむおほつかなし⁽²⁸⁾

二一〇

現代文訳

- (a) 真名子山（懿徳天皇陵）に登って山頂（「尾上」）に登ると、西向きに安寧天皇を祭った宮がある。
- (b) この辺りは安寧天皇陵があると聞くが、今見ると陵墓の形もなくただ自然のまま山の上に宮を立てただけである。
- (c) 西へ下りる道があるので下ると、麓に（そこが）天皇陵であることを示す制札がある。
- (d) ここから北西に行くとき、^{ヨシタ}吉田村がある。この家並（「家立」）の北の後は「アネ山」である。
- (e) 家並の中を西に行くとき道の南側に家居の軒下に「さと人^(里)」が「オホ井」と呼ぶ小さい「筒井」がある。水がとても近いので、瓢^(ひょう)でも（水を）酌むのであろう。（本居宣長著）『菅笠日記』には「御ほとゝ^(陰井)」という井が今もあると記されているが、今ではその名を知る「さと人」もないのであろうか。
- (f) この井から少し西に行くと右へ登る丘があり、字を「アネ山」と呼ぶ。（この）丘の上に東向きの「小社」があり、その北方に盛り上がるほど高い所がある。

(g) 「御在所」(天皇の遺骸が納められている所)の窪んでいる所は見えない。

(h) 御陵の南側に沿って人びとの家居が立ち並んでいるので、陵の形がよく見えずわからないが、歩き回ってよく見ると後が円く前が方形で東南の方に向う方形の所は南側は竹藪となっていて吉田村の「家立」の北の後である。この塚のある所は「畝樋山」(畝傍山)の西南の麓であって、ここが安寧天皇の畝傍西南御蔭井上陵であるということである。

(i) (本居宣長著)『菅笠日記』には吉田村の「翁」の話として、「(安寧天皇)陵の廻りにも七十年ばかり前までは「から堀」があった」と語ったと書かれているが、いかがであろう。疑わしい。

谷森善臣がたどった足取りと現地においてめぐらされた考察の内容は、右の【史料Ⅸ】『蘭笠のしづく』と先にみた【史料Ⅷ】『聖蹟圖志』「畝傍山西北面之圖」を照らし合わせると理解し易い。

さて谷森善臣は、安寧天皇陵のある吉田村には真名子山から入った。その「真名子山」というのは、【図Ⅰ】『聖蹟圖志』「畝傍山西北面之圖」にみえる「元祿南都府改陵圖」ニマサゴ山ト有」あるいは「マサコ谷」とある辺りとみられる。谷森善臣はさらにそこから「安寧祠」とある山に登るが、そこは【史料Ⅰ】「覚」あるいは【史料Ⅱ】『徳川実紀』のいう「安寧山」であ

る。しかし谷森善臣は、この「安寧山」を安寧天皇陵と認めなかった。「今ミるに陵墓の形も
 なくた、おのつからなる山の上に宮を立たるに□^ぞありける」という通りである。ところが、こ
 の「安寧山」の「麓」には、そこが安寧天皇陵であることを示す「制札」³⁰が立てられていた
 のである。しかし谷森善臣はそれについてさしたる関心も示さず、北西に進み吉田村に至る。
 そして同村の「家立」の後に「アネ山」を見出す。ここにあるのは【史料Ⅰ】「覚」のいう「は
 なかけ山」なのであるが、谷森善臣はそこを「アネ山」というのである。これは、【史料Ⅵ】
 『打墨繩^{大和國部}』や【史料Ⅶ】『首註陵墓一隅抄』、また【史料Ⅷ】『山陵考畧』と同じである。
 そして谷森善臣はそこを「字をアネ山とよふ」とする。さらにその字「アネ山」には東向き
 の「小社」があり、その「小社」の「北方にうづ高き所」があるともする。これらの様子は、
 【図Ⅰ】『聖蹟圖志』「畝傍山西北面之圖」も克明に記す。ただし谷森善臣は「御在所の窪ミた
 る所ハ見えす」とし、かつその「御陵」の南側には吉田村の人びとの「家居」が並んでいて
 「陵」の形はよくわからないとする。そして、「後圓くまへ方」^{□タ}であり全体としては東南に向か
 う方形の南側は「竹藪」となっていて、そこは吉田村の「家立」(家屋が集まっている意か)
 の北(の後)であり、この「塚」(後圓くまへ方)^{□タ}となっている所を全体として指す意か)の
 ある所は畝傍山の西南の麓であり、これが安寧天皇の畝傍山の西南御蔭井の上の陵だといふこ
 とである、と精密な観察の成果を綴り、そこが安寧天皇陵であるとされていると記す。そして

末尾では、既にみた【史料Ⅳ】本居宣長『菅笠日記』が述べた、畝火村の「翁」が「御陵のめぐり」にも七十年ばかり前までは堀があったと本居宣長に話したことについては、いかがなものか疑わしい、とする。

十一 谷森善臣「考証の書（『山陵考』）」（文久二年）

右にみた【史料Ⅹ】『藺笠のしづく』の著者谷森善臣が、文久の修陵の考証面を担当するに至って改めて自らの見解を述べたもの、というのが本稿における「考証の書（『山陵考』）」の位置付けとして相応しいと思われる。

【史料Ⅹ】 谷森善臣「考証の書（『山陵考』）」（文久二年）

畝火山西南御陰井上陵

安寧天皇の御陵なり大和國高市郡吉田村領のうち畝傍山の西南に差出たる尾崎にあり卯辰の方向で 御在所マロ圓く前方ケタなり字をアネ山と云またハナカケ山とも云とそ高さ四丈許めぐり百卅二丈許あり此 御陵の南辺吉田村人家の前に清水井あり是井上陵の名の起れる原由なるべしこれ日本紀に八月丙午朔葬^二於畝傍山ノ西南とあるへきを西ミ井上陵ノとミえ古事記に御陵在^二畝火山之美富登^一也と見え延喜式に畝傍山西南御陰ノ印本に陰を蔭に誤れり今ハ古本に據て引り 井上陵 片塩浮穴宮御宇

安寧天皇在^二大和國高市郡^一兆域東西三町南北二町守戸五畑と見えたる 御陵なり里人の説にハ此 御陵より東南なる字マナゴ山の上に鎮坐す あんねい宮を 御陵なりと云傳へたれとはハ 御靈ミタマを祭れる御宮にて 御陵にあらざるをハ じんむ宮 るとく宮の例のてくにそあるへきされバ大和志にも 畝傍山西南御蔭ミホド蔭陰と書べきを蔭とかきたるハ延喜式印本の誤を襲たるものなり陰に改むべし井上陵ハ在^二吉田村御蔭井西北丘^一祠廟在^二井東南^一といひその外古人の説ミな同じく井の北なるを御陵なりといへり^③

現代文訳

- (a) 畝傍山西南御陰井上陵について。
- (b) 安寧天皇の御陵である。大和国高市郡吉田村の内、畝傍山の西南に突き出た尾根の先にある。
- (c) 「卯辰」(卯「東」と辰「東南東」の間)の方角を向いていて、(安寧天皇陵の遺骸が納められている)「御在所」は円く前の部分は方形である。
- (d) 字を「アネ山」といい、また「ハナカケ山」ともいうという。
- (e) 高さは四丈許りで、めぐりは百三十二丈許りである。
- (f) この御陵の南の吉田村の人家の前に清水井がある。これは「井上陵」との名の起源である。

う。

(g) これは『日本紀』に「八月丙午朔、畝傍山の南(西南とあるべき所を「西」の字が脱落したのであるう)御陰井上陵に葬す」とみえ、『古事記』に「御陵は畝火山の美富登に在る也」とみえ、『延喜式』に「畝傍山西御陰(印本では「陰」を「蔭」と誤っている。今は古本によって引用した)井上陵 片塩浮穴宮御宇 安寧天皇(陵)は大和高市郡に在り、兆域東西三町南北二町、守戸五烟」とある御陵である。

(h) 里人の説は、御陵から東南の字マナゴ山の上に鎮座する「あんねい宮」を御陵と言い伝えるが、これは「御霊」を祭る御宮であり御陵ではないことは、「じんむ宮」「おとく宮」の例の通りである。そうであるから、『大和志』にも「畝傍山西南御蔭(「陰」と書くべきところを「蔭」と書くのは『延喜式』の印本の誤りを継承したもので、「陰」に改めるべきである)井上陵は吉田村御蔭井西北の北に在り、祠廟は井の東南に在り」と言い、その他古人の説は皆同じように井の北にあるものを御陵であるという。

ここで最も注目すべきことは、ついに【史料Ⅰ】「覚」のいう「はなかけ山」は「アネ山」ともいうことになったことである。

そして現代文訳の(h)で谷森善臣は、「里人の説」として「御陵(【史料Ⅰ】のいう「はな

かけ山」から東南の字マナゴ山の上に鎮座する「あんねい宮」を御陵と言い伝えている」ことを紹介するが、谷森善臣はそれにさらに続けて「これは「御霊ミカタを祭れる御宮」であつて、御陵ではないことは、「じんむ宮」「るとく宮」の例の通りである」と、そもそも「御陵」とは何かという問題に立ち返りつつ、その実は、すでに現実に普請に取り掛かっている文久の修陵での天皇陵整備の実態（例えばここでは、天皇陵の域内に「宮」等を設けないこと等）に沿う議論を述べるに止まっている。谷森善臣はこれに続けて「その外古人の説ミな同しく井（吉田村の「御蔭井」）の北なるを（安寧天皇の）御陵なりといへり」と、安寧天皇陵について本稿でこれまで縷縷みてきた動向を一言で括つて結論とする。

十一 吉田村の地方文書より

ここまで近世におけるそれぞれの時期の安寧天皇陵に関する史料を比較しつつ考察をめぐらせてきたが、以降は吉田村の地方文書の視点から、引き続き安寧天皇陵について追うことにする。まず、【図Ⅰ】『聖蹟圖志』「畝傍山西北面之圖」から「安寧天皇畝傍山西南御蔭井上陵」に続く「字花陰山／俗西山新開ト云」との文言について考えることにしたい。その前半部分の「字花陰山」というのは、【史料Ⅰ】「覚」以降の諸史料にみえる「はなかけ山」（あるいは「ハナカケ山」）に漢字をあてたものと解することができるが、それでは「西山新開」とは何なの

であろうか。

そのうち「西山」というのは、吉田村の中心からみて西方にある山との意と捉えられる。そのことをよく指摘した文献として上野竹次郎著『山陵』の「安寧天皇畝傍山 西南御陰井上陵」の項があることは、「はじめに」ですでにみた。そこでは、安寧天皇陵の所在地を「大和高市郡白檀村大字吉田ニ在リ、字ヲ西山ト曰フ」とするとともに、同陵について「花陰山ノ名アリ、一ニ西山新開トモ曰フ、新開ノ名アル、夫レ或ハ頽餘ノ陵、犁耜シテ畑トナシ、モノカ、今字シテ西山ト曰フ」とする。

続けて、「新開」である。檀原市史編集委員会著『檀原市史史料集』（昭和三十八年二月、檀原市役所）も「地名集」の「畝傍、八木、今井区」の「吉田」の項で、地名として「新開キ」と「西山」をとともに挙げる⁽³⁴⁾。

その「新開」なり「新開キ」なりの内容である。大石久敬著大石信敬補訂（大石慎三郎校訂『地方凡例録上巻』（昭和四十四年五月、近藤出版社）は「改正補訂地方凡例録巻之二上」の「一石盛之事」で「新開或ハ見取場高人等の検地を改め石盛を附ることハ、其村の本田畑の位に見比べ新田だけ老箇劣リにも附ることなり、然し新開場処の地位至て劣リ、其村の石盛相違なくバ、隣村の地位にも見合せ、新に下々田砂畑など、云名目にて、本の下々田畑の位より式箇も三箇も低く附ることもあるなり」（傍点引用者。以下同）と本村の「本田畑」の位より

低くなる場合と、「若し又本村ハ山ヤマヨリノカタ寄野方等にて、土地宜しからず石盛も低き処、新田は海川ツキス附洲、或は沼地等の新開にて本村の地縁離れ、本田の土地より格別宜しき村ハ、本田畑の石盛に拘ハらず、隣村他村の石盛を見合せ、尚亦作物の出来方等を考へ、土地相応に石盛を附け、新田の方本村の石盛より高くなることもあり」とかえつて高くなる場合の双方について述べる。

そうしてみると、右にみた【図一】『聖蹟圖志』「畝傍山西北面之圖」にみえる「字花陰山／俗西山新開ト云」の意味が明らかである。つまり、字としては「花陰山」であり一般には「西山」あるいは「新開」（もしくは「西山新開」という、ということである。つまりこの安寧天皇陵でもあり「西山」とも言われる「字花陰山」には、そこに「新開」とされる新たに開かれた耕作地もが存していたということになる。耕作地ということになればそこは年貢地とされるのであつて、そうであればこそ、吉田村の租税関係の近世史料からもその実相を窺うことができる。次の通りである。

【史料Ⅺ】「吉田村山役覚」（延宝五年七月四日）

覚

一、式斗 山役

吉田村

右之場所三ヶ所

内分

字西山、村より山迄六丁立八拾間横五拾三間

松山持主久助

字宮山、村ノ山迄三拾間立五拾間横式拾間

芝山持主清左衛門

字同村ノ山迄參拾間立百拾間横式拾間³⁶⁾

芝山小松少有持主清左衛門

右之者共より御年貢上納仕来申候、三拾四年以前寛永拾四年申ノ年中坊長兵衛様御代官之時より上ケ来申候、其以前者存知不申候、右之通少も相違無御座候、以上、

吉田村庄屋

延宝五年

清左衛門

巳ノ七月四日

同村年寄

三郎四郎³⁷⁾

【史料Ⅺ】「吉田村山役覚」によれば、少なくとも延宝五年以前の段階で既に吉田村には「山

役」の対象となる地が、「字西山」には「久助」を「持主」として一箇所、「字宮山」には「清左衛門」を「持主」として一箇所、そしてもう一箇所がやはり「清左衛門」として一箇所存していたことがわかる。そしてその内前者二箇所の内容を見ると、「字西山」の地は「松山」であり、「字宮山」の地は「芝山」であったのである。

さてこの「字宮山」であるが、吉田村のどこが「字宮山」なのか。「字西山」については、【図Ⅰ】『聖蹟圖志』「畝傍山西北面之圖」に「安寧天皇畝傍山西南御陰井上陵」「字花陰山／俗西山新開ト云」とあることによつて、そこが【史料Ⅰ】「覚」の「はなかけ山」であることが明らかであるが、「宮山」については、そのような史料をここで挙げることはできない。もちろん、【史料Ⅰ】「覚」のいう「安寧山」であろうとする見方もあり得るし、他に吉田村にそれと思われる地もなさそうにも思われるかも知れないが、断定はできない。

【史料Ⅱ】「吉田村小物成場検地帳」（延宝七年八月八日）

延宝七己未年

大和国高市郡吉田村小物成場検地帳

八月八日

本多平八郎^内

吉岡新左衛門

寛文十一亥山新開

宮山

一、下々畑四拾五間 三反三畝拾歩

清左衛門

此分米貳石五斗 但斗代七斗五升

延宝四辰山新開

西山

一、下々畑六間 壹畝歩

久助

此分米七升五合 但斗代七斗五升

反合三反四畝拾歩

分米合貳石五斗七升五合

右之外

西山

一、小松山百間 貳町九反六畝貳拾歩

久助

此山手米三斗六升

宮山

一、小松山九拾三間 壹町五反五畝歩

清左衛門

此山手米壹斗九升

右^者大和高市郡吉田村御小物成場、檢地依被 仰付候、六尺間竿を以忝反三百歩也、町反
畝歩員数斗代、高下分量委細書記帳面相極置者也、

延宝七^{己未}年八月八日

本多平八郎内

惣奉行

吉岡新左衛門印

元

山田十郎左衛門印

同

多羅尾源太夫印

檢地奉行

湯川兵太夫印

同

石橋八太夫印

同

花村平太夫印

同

難波六郎兵衛印

同

那須猪太夫印

同

吉田源助印

墨付三枚之内落字付字削目なし

	吉田村庄屋
	清左衛門印
	同村案内者
	三郎四郎印
同	与九郎印
同	甚四郎印
同	平次郎印
	宮所善藏写 ⁽³⁸⁾

【史料Ⅻ】「吉田村小物成場検地帳」によれば、「宮山」の「三反三畝拾歩」は「清左衛門」が「持主」であるが、同地は寛文十一年の「山新開」の「下々畑」として「分米弐石五斗但斗代七斗五升」となっており、「西山」の「壹畝歩」は「久助」が「持主」であるが、同地は延宝四年の「山新開」の「下々畑」として「分米七升五合但斗代七斗五升」となっている。これらの面積を合計すると三反四畝十歩であり、その「分米」を合計すると二石五斗七升五合である。

そしてこの他、「西山」は「久助」が「持主」であり「小松山」「弐町九反六畝弐拾歩」で

あってその「山手米」は「三斗六升」であり、「宮山」は「清左衛門」が「持主」で「小松山」
「壺町五反五畝歩」であってその「山手米」は「壺斗九升」である。

【史料Ⅻ】「吉田村御物成御目録」（万延元年十二月一日）

申歳御物成御目録

御高 貳百五拾三石七斗四升四合八勺

御引 百七拾貳石五升七合六勺

内 拾九石貳斗壺升壺合五勺三才

貳石三斗四升五合五勺壺才

三石壺斗

拾石三斗五升

残引 百三拾七石五升五勺六才

七石六斗壺升貳合三勺四才四札

夫米高石二三升宛

四石壺斗壺升壺合五勺壺才七札

口米引高二三升宛

御定免

御救米

畑綿御免被下

田綿御免被下

近世における安寧天皇陵をめぐる動向

合百四拾八石七斗七升四合四勺貳才壹札

拾石四斗壹升四合貳勺壹才 駄賃米七升宛

定成百五拾九石壹斗八升九合

内 百拾石

貳石五斗

拾貳石四斗八升三合六勺

引残米三拾四石貳斗五合四勺

内 四斗五升五合

壹斗九升五合七勺

九斗七升八合五勺

五斗

六斗七升七合六勺五才

壹石

六石

引残米貳拾四石三斗九升八合五勺五才

吉田村

十月朔日御払米

石二百六拾貳匁替

御扶持米

大豆年貢酉之正月五日
納石二貳百三拾五匁替

永荒定引

御林年貢

西山新開キ年貢

井手米

御蔵屋鋪
庄屋屋敷とも

庄屋給米

江戸御奉公人
貳人之給米

万延元年

年寄 弥八郎

同断 藤兵衛

申十二月朔日

庄屋 忠次郎

御役所様⁽³⁹⁾

【史料Ⅻ】「吉田村御物成御目録」には、「西山新開キ年貢」として「九斗七升八合五勺」と記されている。

ここにみた【史料Ⅺ】「吉田村山役覚」（延宝五年七月四日）・【史料Ⅻ】「吉田村小物成検地帳」（延宝七年八月八日）・【史料Ⅼ】「吉田村御物成御目録」（万延元年十二月一日）は、『檀原史史料第三卷』の「畝傍地区」（吉田）に収められた七点の史料の内の三点である。少なくとも数の上ではそれだけの範囲から選んだに過ぎない史料から、近世全体における安寧天皇陵のあり方を論じようとするのはなかなか困難である。しかしそうであったとしても、その範囲から指摘できることが全くない訳ではない。以下、それについて述べることにしたい。

まずここに取り上げた史料の範囲でも、「西山」と「宮山」が常に並んであらわれているということを指摘することはできる。【史料Ⅺ】「吉田村山役覚」では吉田村の「山役」としての「場所」は「字西山」と「字宮山」等の範囲で設定された三箇所⁽⁴⁰⁾に留まっている。これを敢え

て吉田村の側からみれば、「山役」を納めなければならぬということは、吉田村にとってそれに適うだけの価値があるということであり、このことは、「三拾四年以前寛永拾四年」から少なくとも「延宝五年」まではそういった状態が続いていたということである。

【史料Ⅻ】「吉田村小物成場検地帳」でも「宮山」と「西山」が並べられて、それぞれ「新開」された年代が明記されている。それによると、「宮山」は寛文十一年、「西山」は延宝四年の「新開」である。ともに「下々畑」とされ、それぞれの面積（「宮山」は「三反三畝拾歩」、「西山」は「壹畝歩」と、「分米」（「宮山」は「弐石五斗」、「西山」は「七升五合」と「斗代」（「宮山」「西山」とも「七斗五升」と記されており、「右之外」として、それぞれの「小松山」の面積（「西山」の「小松山」は「弐町九反六畝弐拾歩」、「宮山」の「小松山」は「壹町五反五畝歩」と、それぞれの「山手米」（「西山」は「三斗六升」、「宮山」は「壹斗九升」）が記されている。

そして【史料Ⅼ】「吉田村御物成御目録」には、「字宮山」について記述はないが、「西山新開キ年貢」として「九斗七升八合五勺」が吉田村から「御役所様」に納められていることが記されている。

こうしてみると、【史料Ⅺ】「吉田村山役覚」・【史料Ⅻ】「吉田村小物成場検地帳」・【史料Ⅼ】「吉田村御物成御目録」は、いずれも「西山」と「宮山」が吉田村の生業のために必要な場所

であったことを示す史料として位置付けることができるのである。

おわりに

本稿では、今日学界からもそして一般からも注目される機会のあまりない安寧天皇陵について、近世における史料に基づいて考えてきた。中でも、どこが真の安寧天皇陵かという問題は元祿の修陵以降長い間にわたってさまざまな展開をみせるに至ったかということまでは明らかにすることができたが、そのことが、安寧天皇陵が存する吉田村における生業の維持・発展とどのような関連があつたかということについては、本稿で結論を示すには至らなかった。しかし、今後もし安寧天皇陵のことが近世史研究の上で取り上げられるようなことがあれば、本稿で示した視角は、決して無駄にはならないと考えている。

著者は、近世における古墳のあり方として、古墳が天皇陵として管理されるに至つた場合であつても、そこが近接する村にとつての生業の場として組み込まれ続ける例が多いことについて論じたことがある。しかし天皇陵に近接する村の地方文書を活用して論文を著す機会は少なくとも著者にとつては稀であり、「村落による陵墓古墳の利用様態」(『徳川林政史研究所研究紀要』第二十三号(昭和六十三年度)、平成元年三月、徳川黎明会)と「村落と陵墓古墳の周濠―古市古墳群をめぐって―」(『成城文藝』第一三二号、一九九〇年七月、成城大学文芸学

部)を發表した後に、これらの論文を拙著『幕末・明治期の陵墓』(平成九年五月、吉川弘文館)に補筆・修正の上収録する等したのである。本稿は、著者によるこの傾向の論文としてはそれ以来のものであり、引用した文書の点数も少なく成果も限られた範囲であったが、なおこの問題について史料の検索につとめたい。

註

- (1) 大正十四年七月、山陵崇敬會、本稿で扱ったのは昭和三年一月発行の三版。一九八九年二月に名著出版より『山陵〔新訂版〕』として復刻した版もあり、それは昭和四年五月発行の五版に拠る。
- (2) 上野竹次郎著『山陵』二十二ページ。
- (3) 『国史大辞典第一卷』(昭和五十四年三月、吉川弘文館、三九六ページ)。
- (4) 『中外日報』令和七年四月四日付第七面の「論」欄に掲載された「天皇陵「変更」への戸惑い記す／『卯花日記』と安寧天皇陵」等との見出しの小論では、本論でこれから述べることになる事柄の内、津川仲道著『卯花日記』にかかわる部分について触れている。あわせて参照されたい。
- (5) 『元禄年間山陵記録』二ページ。また二五九―六〇ページ。
- (6) 奈良県立図書館情報館まほろばライブラリーより。玉井家文書『庁中漫録』『山陵記録…元禄十丁丑年』。web上の公開による閲覧。
- (7) 原文の「又ハ」を文脈によって「と」と解した。
- (8) (k)の原文に「御尋被成候御陰井と申所」とあることからわかる通り、「南都御奉行様」から吉田村への「御尋」には、天皇陵についての一般的な「御尋」ばかりではなく、「御陰井」についての個別

的な「御尋」があったことがわかる。「古事記」の「御陵は、畝火山のみほとに在り」（傍点引用者。以下同）、「日本書紀」の「畝傍山南御陰井上陵」、「延喜式」諸陵寮の「畝傍山西南御陰井上陵」との記述によると思われる。

(9) 国立公文書館内閣文庫所蔵。和書（多門櫓文書を除く）「御実紀」。web上の公開により閲覧。

(10) この「織沙山」は、『日本書紀』孝昭天皇条の懿德天皇陵の陵号「畝傍山南織沙谿上陵」（傍点引用者。以下同）（『新編日本古典文学全集2日本書紀①』（一九九四年四月、小学館）二五〇～一ページ）、また『延喜式』諸陵寮条の懿德天皇陵の陵号「畝傍山南織沙谿上陵」（『新訂増補國史大系（普及版）延喜式中編』（昭和四十七年四月、吉川弘文館）五四七ページ）に依拠したものと思われる。また「織沙」（『日本書紀』）の読みについては、『古事記』の懿德天皇陵条に「御陵、在畝火山之真名子谷上^二也」（『新編日本古典文学全集1日本書紀①』一六六～七ページ）とあることから「マナゴ」としたと考えられるが、『延喜式』は「織沙谿」に「イサコタニ」との読み方を示している（典拠は「九條公爵家本」〔新訂増補國史大系本による〕）。なお『大漢和辞典』によれば、「織」は「織」の略字であり、「織」は「織」の俗字である。

(11) 「蔭」は今日では一般には用いられることが少ない文字であるが、「蔭」は本稿では特に注目する語に含まれる文字でもあり、史料に見える限り無条件で「蔭」に置き換えることは敢えてしない。「陰」・「陰」についても同様である。

(12) 「享保二十一年丙辰初春吉旦 京師書舗六角通御幸町 茨城多左衛門鐫 江府書舗 日本橋南二丁目 小川彦九郎」の版による〔並河永校訂『大和志』・『大和志料』—大和志—』（昭和六十二年十二月、臨川書店）二七〇ページ・三三八ページ。

(13) 白井哲哉著『日本近世地誌編纂史研究』（二〇〇四年二月、思文閣出版）第3章『五畿内志』編纂

- の歴史的意義」第2節「『五畿内志』の編纂過程」参照。また、並河永が『大和志』の編纂途上、確かにこの地（高市郡吉田村およびその周辺）を訪れていたことについては、後掲の【史料Ⅳ】本居宣長『菅笠日記』明和九年三月十二日条に、本居宣長が畝傍村の「翁」の言があったことを示す記述として、「かの並河がたづね奉りしをりの事をもかたりき」とある。
- (14) 註(5)(6)の「山陵記録・元禄十丁丑」あるいはそれを翻刻した『元禄年間山陵記録』を参照。
- (15) 白井著『日本近世地誌編纂史研究』六十四ページ。
- (16) 本稿における『菅笠日記』の引用は、註(18)（後掲）参照。
- (17) 本居宣長は「陵」を「みささき」と読む。『日本国語大辞典』は「観智院本類聚名義抄」と「文明本節用集」を挙げて「ミサザキ」との読みを示し、「みささき」とあるのは挙例の「名義抄」が初出で、以下、「文明本節用集」「伊京集」「天正十八年本節用集」「饅頭屋本節用集」などに見える。「みささき」の語形はロドリゲスの「日本大文典」に見える」とする。ジャパンナレッジによるweb上の公開による閲覧。
- (18) 「寛政七年乙卯夏発行勢州書林 松坂日野町柏屋兵助 京都書林 寺町通佛光寺下ル町 錢屋利兵衛」の版本による。著者所蔵。
- (19) 『菅笠日記』三月十一日条は、本居宣長一行による「文殊」（安倍文殊院）訪問についての記事を載せる。
- (20) 『卯花日記』は、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵本（函架番号、三五一一五五九）による。web上の公開により閲覧。ただし『卯花日記』のこの部分については、奈良県立橿原考古学研究所編集「飛鳥京跡関係史料集(2)近世紀行文篇「昭和54年度飛鳥京跡調査概報付録」（昭和五十五年二月、奈良県教育委員会）「21卯花日記（文政十二年・一八二九）津川長道」の五十八〜九ページにも翻刻文が掲載されて

いる（一部翻刻内容が本稿と異なる部分がある）。

- (21) 岩本次郎著「平城京研究の先覚者北浦定政に関する素描」（奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所史料第四十五冊北浦定政関係資料』（平成九年三月））。

- (22) ただし【史料Ⅵ】『打墨繩天和圖部』は、本文に既に記した「字ツカ山」の「▲神武陵」の他に、「●洞村字丸山」にも「神武」としていて「▲」を付けていない。洞村の「字丸山」の神武天皇陵を真陵と考えていたことのあらわれと思われる。またその他に「字ミサンサイ」とも記載があるが、そこには「神武陵」との表記はない。つまり、北浦定政がそこは神武天皇陵ではないと考えていたことの表れと思われる。

- (23) 小林大広著「平塚飄斎小論」（同志社大学文化学会『文化学年報』六十七号、二〇一八年三月）。

- (24) 著者所蔵。

- (25) 同図に示されているのは、「畝傍山」の「西北面」というよりはむしろ西北から西南にかけてであるが、ここでは特に史料に記されている文言を改変することはしない。

- (26) 山川正宣『山陵考畧』（池田史談会、大正十三年六月）五～六ページ。

- (27) 但し『蘭笠のしづく』の自筆本には、五月朔日とあるべき所を「四月朔日」としている。

- (28) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵（函架番号、谷・一三九）による。自筆本。web上の公開による閲覧。

- (29) 元祿の修陵の際に作成された「陵図」の類と思われる。

- (30) この「制札」は、【史料Ⅷ】『聖蹟圖志』「畝傍山西北面之圖」にみえる「安寧祠」の参道前にある高札のことと思われる。

- (31) 谷森善臣「考証の書（『山陵考』）」の引用は、宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題統歴史編』（昭和

二十六年三月、養徳社）「五陵墓」「陵墓論考」「文久山陵図」の条に、文久の修陵に当たっての「考証の書」について、「考証の書四冊は文久山陵図考証と云ひ、一般には山陵考として知られてゐる。谷森善臣著に係り、大和・山城両国の御陵八十七箇所について論究したもの」（二〇六ページ）とある「考証の書」に拠った。なお林恵一著「谷森善臣著作年譜抄」（『書陵部紀要』第二十三号〔昭和四十六年十一月、宮内庁書陵部〕）の「文久二（壬戌）」の条は、「また、この年、『山陵図』附考証の書」（特・六／二帖四冊）成り、戸田忠至、これに奥書す。（この中、「考証之書」は、谷森善臣の撰する所なり。献上本なれば、自筆に非ず。）（七十一ページ）とする。

(32) 『山陵』二十一ページ。

(33) 『山陵』二十二ページ。

(34) 『檀原市史料集』二二六ページ。

(35) 以上、『地方凡例録上巻』九十二ページ。

(36) 『史料Ⅺ』『吉田村山役覚』の「字」の三箇所目の「字同村」をそのまま読むと、ここには字名が記載されていないことになる。本稿ではそれを前提に論を進めざるを得ない。

(37) 『檀原市史料第三巻』（昭和六十一年三月、檀原市役所）五一〇ページ。（東坊城・村島兵治文書）。

(38) 『檀原市史料第三巻』五一〇～二二ページ。天図近世文書。

(39) 『檀原市史料第三巻』五一二～三三ページ。松村輝雄文書。

本稿は、令和七年度成城大学特別研究助成「近世における古代天皇陵の姿―『卯花日記』の記述を手がかりに―」の成果の一部である。ここに記して感謝の意を示す次第である。